第１号

規則第 21 条第１項第１号 放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に従事する者に関する職務及び組織に関すること。 【対象事業者：使用者等】

本号では、使用者等における放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いの安全管理を確実なものとしていくため、事業所等において、放射性同位元素等又は放射線発生措置の取扱いに対し、必要な組織、責任者及び指揮系統を明確に定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

1-1） 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織、主任者その他の事業所等全体の安全管理に従事する者の職務及び組織並びに主任者が安全管理の監督を行うために与えられる権限等について、下記の①から③に記載する事項を踏まえて、体系的に規定すること。また、安全管理等の一部を同一法人内の別の事業所等が担う場合には、役割分担及び権限も規定すること。
なお、他の危険物質等による安全管理の組織が既に設けられ、本号における組織と統合した方が、実効性のある安全管理が実施できる場合には、統合した組織を規定してもよいこととする。

解説）

使用者等若しくはそれに代わる組織の長など事業所で最終的な責任を負う職責にある者を規定し、その下に事業所内の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いで使用に係る部門と安全管理に係る部門についてそれぞれ組織して別図で組織図を作成しておきます。それぞれの部門の責任者を明確にし、その責任者は担当者へ直接指示命令を行える職位にある者でなくてはなりません。職務についてはその者又は部門がどのような業務を担当しているのか明記しておく必要がありますが、その詳細については下部規程等へ委託しても構いません。

また、事業所の規模により専門の管理組織をそれぞれ別に置くことが管理上合理的でない場合などは、他の管理組織と統合したものを規定するなど、事業所の状況合わせた組織で構成することがよいでしょう。

①使用者等は、主任者を選任すること、主任者の資質向上のために、定期講習を受けさせること及び主任者の意見を尊重することから、使用者等の責任者として、これらを確実に実行できる立場の者（組織の長等）を規定すること。

解説）

使用者等が直接主任者の選任等の職務に携わることができない場合には、組織の長（事業所長、センター長等）など同等の職責を有する者を事業所の責任者として指定して使用者等の職務と権限を委譲して事業所での安全管理にあたらせます。

②主任者を放射線障害の防止についての監督及び放射線施設に立ち入る者に法若しくは法に基づく命令又は予防規程の実施を確保するための指示が確実に実行できるような立場に位置づけること。

また、主任者の職務を規定すること。なお、主任者を複数選任している場合には、各主任者の職務の権限を明確にすること。

【例】

・教育及び訓練の計画等に対する指導及び指示

・法第 43 条の 2 の規定に基づく立入検査の立ち会い

・予防規程及び下部規程の作成又は改訂等における確認

・危険時の措置等に関する対策への参画

・組織の長への意見具申

解説）

使用者等は放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなくてはならない（法第 36 条）ことからも主任者に容易に諮問でき、また主任者が使用者等に直接意見を具申できるような立場に主任者を置くことが必要でしょう。

また、主任者は、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る組織や担当者へ適時的確な指示を行う必要もあることから、各組織と連携できるように指示命令系統を明確にして配置することも考慮すべきです。

主任者の職務については、既に各事業所の現在の予防規程に規定されているものがありますが、見直しを行って事業所で主任者として遂行すべきものがあれば加えてください。

また、主任者を複数選任している場合は、どの主任者がどの職務に優先的にあたるのか規定します。正副制などそれぞれの選任主任者について責務を果たす順位を決めて運用している場合はその手続きや職務範囲などを明記しておきます。

③使用者等の実態に応じて放射線施設の維持管理や放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定等を行う責任者並びに放射線業務従事者の管理をする責任者を規定すること。

なお、主任者が複数の責任者を兼務することは望ましくないが、使用者等の実態に応じ適切な場合には、責任者が主任者であってもよい。

解説）

施設保守管理、測定及び従事者管理など事業所の放射線管理に係るそれぞれの責任者と担当者及びそれぞれの職務を規定します。それぞれの業務の一部又は全部を外部に委託している場合であっても、責任者は事業所の指示命令系統の中にある者から選出します。

なお、責任者の兼務は望ましくないのですが、小規模事業所など人的資源に限界がある場合など事業所の状況によっては責任者の兼務（統合）を選択することもできます。その場合、理由を説明できるようにしておく必要があるでしょう。

1-2)　放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するための委員会又は会議を設ける場合には、その位置づけ、審議事項の範囲及び構成員等を規定すること。

解説）

放射線安全委員会などを設けて、安全管理における合意形成や審議の場とする場合は、その位置づけ（決定機関なのか、諮問機関なのか等々）を規定して、それに応じた役割や審議事項を箇条で明確にしておきます。

委員会の構成は、事業所の組織や管理体制など状況に合わせて組織します。例えば、委員会が事業所における決定機関である場合は使用者等（事業所の責任者等）が委員長を務めるのがよいでしょう。一方で諮問機関とする場合には使用者等から独立した位置に委員会を置くこともあります。

1-3)　放射線業務従事者（事業所等外の組織に所属する者も含む。）を指定するために必要な教育及び訓練並びに健康診断の実施等の手続を規定すること。

解説）

放射線業務従事者として登録するための教育及び訓練、健康診断及び外部の事業所から放射線業務従事者として受け入れる際に必要な手続きなどについて事業所でのルールを規定します。それぞれの内容については第 7 号及び第 8 号の項を参照してください。

関連条文例

1-1) ① 責任者の設置 ・ 1-1) ② 主任者の位置づけ

（総括及び責任者）

第〇〇条　事業所長は、事業所における放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に関して安全管理上の最終的な責任を有し係る業務を総括する。なお事業所長は、放射線取扱主任者（法第 34 条により選任された者に限る。）（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う意見具申を尊重しなければならない。

2 主任者は、第〇〇条に定める職務を担うと共に、前項に係る業務の監督責任を負う。

3 管理室長は、放射線管理業務及び放射線施設設備保守管理業務を総括する。

4 各業務部室長は、各部室が担当する放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いに係る管理責任を負う。

1-1) ② 主任者の職務及び権限

（放射線取扱主任者の選任及び解任）

第〇〇条 事業所長は、放射線障害の防止について、必要な監督・指導を行わせるため、第１種放射線取扱主任者免状を有し、かつ職務制度上その職務を遂行するに十分な職責にある者の中から主任者を１名選任しなければならない。

2 事業所長は、前項で選任した主任者の職務を補佐又は代行させるため、第１種放射線取扱主任者の資格を有する者の中から、放射線取扱副主任者（以下「副主任者」という。）を選任し置くことができる。

3 事業所長は、主任者又は副主任者を選任又は解任したときは、それぞれを行った日から 30 日以内に、原子力規制委員会へ法第 34 条第 2 項による届出を行わなくてはならない。

（放射線取扱主任者の職務）

第〇〇条 主任者は、放射線障害の防止に係る監督・指導に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 放射線障害予防規程及び細則等の制定及び改廃への参画
(2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
(3) 法令に基づく申請、届出及び報告
(4) 立入検査等の立会い
(5) 異常及び事故の原因調査への参画
(6) 事業所長に対する意見具申
(7) 使用状況等、放射線施設、法定帳簿及び関係書類等の監査
(8) 放射線業務従事者等に対する監督・指導
(9) 関係者への助言、勧告及び指示
(10) 委員会の開催の要求
(11) 教育及び訓練の計画等に対する指導及び指示
(12) 危険時の措置等に関する対策への参画
(13) その他放射線障害の防止に関する必要事項

1-2) 委員会又は会議体の設置

（放射線安全委員会）

第〇〇条 事業所長は、事業所に放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置き、放射性同位元素等の安全管理及び放射線障害の防止に関する必要な事項を調査・審議する。

2 委員会の委員長は、事業所長があたる。

3 委員は、管理室長、主任者、各業務部室長及び放射線障害の防止に関する充分な知識を有する者から委員長が指名する者で構成する。

4 委員会は、定期的に年１回及び委員長が必要と認めた場合に、委員長が委員を招集して開催する。

5 委員会では、以下について審議する。なお、それぞれについて詳細は別に定める□□（委託する規程等の名称）に規定する。

(1) 放射線施設の変更及び保守管理
(2) 安全管理組織体制
(3) 放射性同位元素の管理状況
(4) 放射線業務従事者の管理
(5) 危険時や事故発生時の措置対応
(6) 放射線障害予防規程の変更
(7) 放射線障害の防止に関する業務の改善に係る事項（※委員会が業務改善のための組織である場合）
(8) その他、放射性同位元素の取り扱い及びその管理に関する事項

1-3）放射線業務従事者登録の手続き

（放射線業務従事者）

第〇〇条 放射線業務従事者（以下「業務従事者」という。）に登録しようとする者は、あらかじめ管理室長を経て事業所長に申請しなければならない。

2 事業所外の所属であって業務従事者に登録をしようとする場合は、当該者の業務を所掌する部署の責任者により前項の申請手続きを行う。

3 事業所長は、業務従事者の登録に際し次項の管理区域立ち入り前の教育及び訓練の受講並びに健康診断の受診について、第 1 項及び第 2 項の登録希望者（以下「登録希望者」という。）がそれぞれ完了していることあらかじめ確認しなければならない。

4 登録希望者は、管理区域への立ち入り前に、第〇〇条の教育及び訓練と第〇〇条第〇項の健康診断をそれぞれ受講及び受診しなければならない。

5 業務従事者は、登録後は第〇〇条の教育及び訓練と第〇〇条第〇項の健康診断をそれぞれ受講及び受診しなければならない。

【別図】
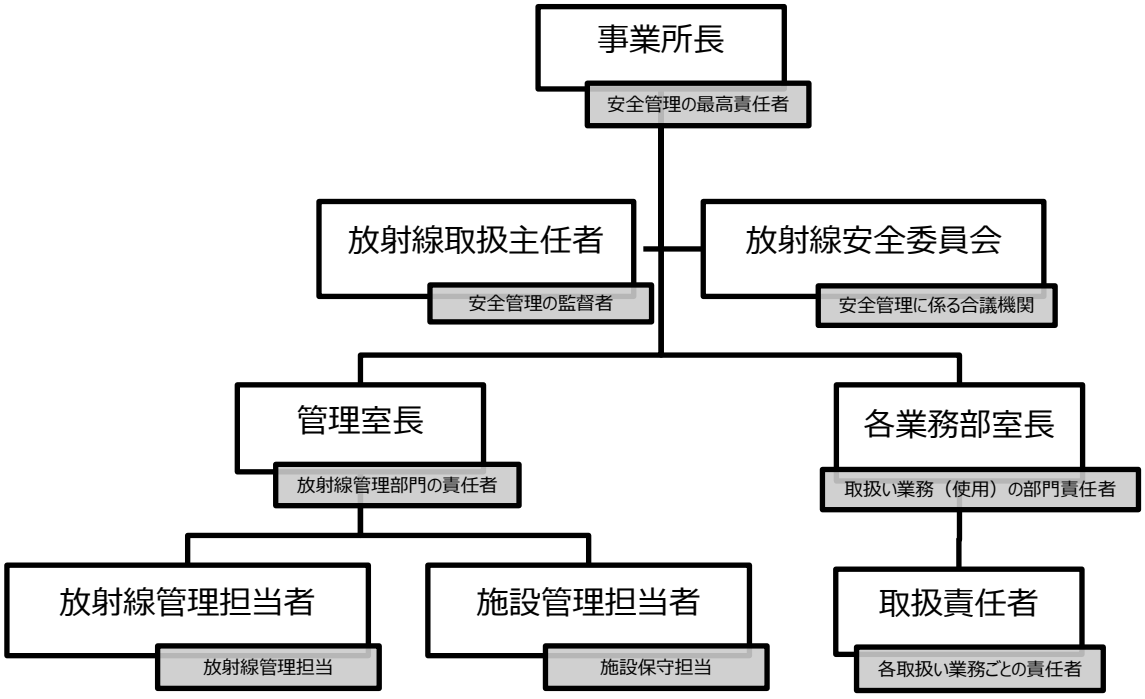
放射線安全管理組織図（例）